

四国地方整備局（港湾空港関係）オープンカウンター方式実施要領

制定 令和 6 年 3 月 29 日

（目的）

第 1 条 この要領は、四国地方整備局（港湾空港関係に限る。以下、「当局」という。）が実施するオープンカウンター方式により契約を行う場合の取扱いについて必要な事項を定める。

（定義）

第 2 条 オープンカウンター方式とは、当局が会計法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 35 号）第 29 条の 3 第 5 項に基づき実施する随意契約（以下、「少額随意契約」という。）において、見積書を徴取する相手方を特定することなく見積合わせに参加を希望する者から見積書の提出を受け、契約の相手方を決定する方式をいう。

（対象）

第 3 条 本要領は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 99 条第二号から第七号までに規定するもののうち、本方式によることが適当であると認められるものを対象とする。

（参加資格）

第 4 条 本要領に基づき見積合わせに参加できる者は、他に定めるもののほか、次の各号に該当する者とする。

- 一 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
 - 二 国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の販売」、「物品の製造」、「役務の提供等」及び「物品の買受け」で、四国地域の競争参加資格を有する者であること。ただし、当該競争参加資格を有しない者でも、過去の契約実績等により十分な履行能力が証明できる場合は、参加を認める場合がある。
 - 三 当局が指定する地域の営業拠点（本店、支店又は営業所）を有する者であること。
 - 四 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 五 四国地方整備局から指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - 六 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 2 見積合わせに参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。

（見積書の提出）

第 5 条 オープンカウンター方式による見積合わせを行うときは、発注情報を当局ホームページに掲載する。
なお、見積りに関する条件は、見積依頼書により提示する。

- 2 見積合わせに参加を希望する者は、本要領及び当局が提示する見積依頼書（様式 1）、仕様書、契約書案等を熟読のうえ見積りしなければならない。
- 3 見積依頼書（様式 1）、仕様書、契約書等は、原則、調達ポータル（<https://www.p-portal.go.jp/>）より

交付する。

- 4 見積書の様式は任意（ただし、見積依頼書において様式及び記載方法等が示されている場合はそれによるものとする。）とするが、記載する金額は、調達物品等の価格のほか、輸送費等の諸経費を加算した金額に、消費税及び地方消費税を含めた調達に要する一切の費用の合計金額を記載し、契約担当官等（会計法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）が示した日時までに、当局契約担当課窓口に出ししなければならない。
- 5 見積書の提出にあたっては、電子メールによることができることとし、電子メールによらない場合は見積書を封筒に入れ、封印の上、必ず件名及び提出者名を明記し、持参、郵送又は民間業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 号に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 号に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便により提出すること。なお、見積書提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。なお、調達ポータルを利用した見積書の提出は、当面の間、おこなわないものとする。
- 6 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは認めない。
- 7 見積りに際し、納入等を行う物品は仕様書等で指定した規格等と同等以上とする。ただし、指定した規格等と異なる規格で見積りを行う場合には、見積書の提出前に当局契約担当課まで申し出ること。申し出のない規格外の物品の納入は認めない。
- 8 見積参加者は、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他契約担当官等に提出する書類の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。

（見積合わせ）

第 6 条 見積合わせは、見積依頼書に記載した日時に行う。なお、見積参加者の立ち会いは求めないものとする。

- 2 提出された見積書のうち、予定価格の制限に達した価格の見積りが無いときは、見積参加者に対して、再度の見積書の提出を求めることがある。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出が無いとき又は再度の見積もりによっても予定価格の制限に達した価格の見積りが無いときは、当該見積合わせは不成立とする。この場合においては、当局において別途選定した者に見積りを依頼し、見積合わせを行うことができるものとする。

（見積りの無効）

第 7 条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

- 一 参加資格のない者が行った見積り
- 二 代表者の記名を欠く見積り
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積り
- 五 明らかに連合によると認められる見積り
- 六 同一人を見積りで金額の異なる二通以上の見積り
- 七 前各号に掲げるほか、当局の指示に違反し、又は見積りに関する必要な条件を具備していない見積り

（契約の相手方の決定）

第 8 条 有効な見積りを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内を見積価格で、当局に最も有利になる見積

りを行った者を契約の相手方とする。

- 2 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が二人以上あるときは、くじ引きで決定する。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、参加することができない場合は、その者に代わって当局の契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- 3 見積合わせの結果は、見積書を提出した全ての者に通知する。

(契約の締結)

第9条 契約の相手方は、契約書の作成を要する場合においては、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方に決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、見積りはその効力を失う。
- 3 契約の相手方は、契約書の作成を要しない場合においては、契約の相手方に決定した後速やかに請書を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではない。
- 4 契約の相手方が契約を結ばないときは、損害賠償の請求を行うことがある。

(その他)

第10条 この要領に基づき見積書を提出した者は、見積書の提出後に本要領、仕様書及び契約書案並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- 2 見積書の作成及び提出等に係る費用は、すべて見積合わせに参加する者が負担するものとする。
- 3 当局の都合により、見積合わせを取りやめることがある。
- 4 契約の相手方を決定するために、見積参加者に対し参考見積書や追加資料等の提出を求める場合がある。
- 5 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- 6 契約の相手方が、正当な理由なく業務を履行しない等の不正不誠実な行為をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止等を行うことがある。

(附則)

本要領は、令和6年5月1日から適用する。

オープンカウンター参加業者 殿

（分任）支出負担行為担当官
四国地方整備局
〇〇港湾・空港整備事務所長

見 積 依 頼 書

下記について、オープンカウンター方式による見積合わせに付しますので、見積書を提出願います。

1. 件 名 〇〇〇〇〇〇
2. 履行又は納入期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日
3. 履行又は納入場所 〇〇港湾・空港整備事務所
(〇〇市〇〇町〇-〇〇)
4. 仕様書等 別添のとおり
5. 見積書提出場所 総務課〇〇係
6. 見積書提出期限 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
7. 見積合わせ日時 令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
8. 契約書の要否 要【もしくは不要】
9. その他

- (1) 電子メール、持参、郵便及び許可された民間事業者による信書の送達による見積りを認めます。
- (2) 代表者の押印は省略することができますが、その場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先（2つの電話番号（代表番号、直通番号等））を記載してください。必要に応じ、当局より電話等にて在籍確認を行います。
(参照) <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/business/contract/rule/pdf/minaoshi.pdf>
- (3) 見積書には、消費税及び地方消費税を含めた金額を記載してください。
【また、調達物品等毎に単価及び金額並びに経費毎の金額の内訳を記載して下さい。】
- (4) 「四国地方整備局（港湾空港関係）オープンカウンター方式実施要領」及び仕様書、契約書（案）等を熟読願います。
- (5) 仕様書等を交付された者のうち、上記6. に示す提出期限までに見積書の提出がない場合は、見積合わせを辞退したものとみなします。
- (6) 本件に関する質問は、下記問い合わせ先にご連絡ください。
- (7) 発注者の都合により中止することがあります。

（本件に関するお問い合わせ先）
〒〇〇〇-〇〇 〇〇市〇〇町〇-〇〇
〇〇港湾・空港整備事務所 総務課〇〇係
担当者：〇〇又は〇〇
電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
メールアドレス：〇〇@mlit.go.jp